

### 第3章 子供が心豊かにたくましく育つ環境づくり

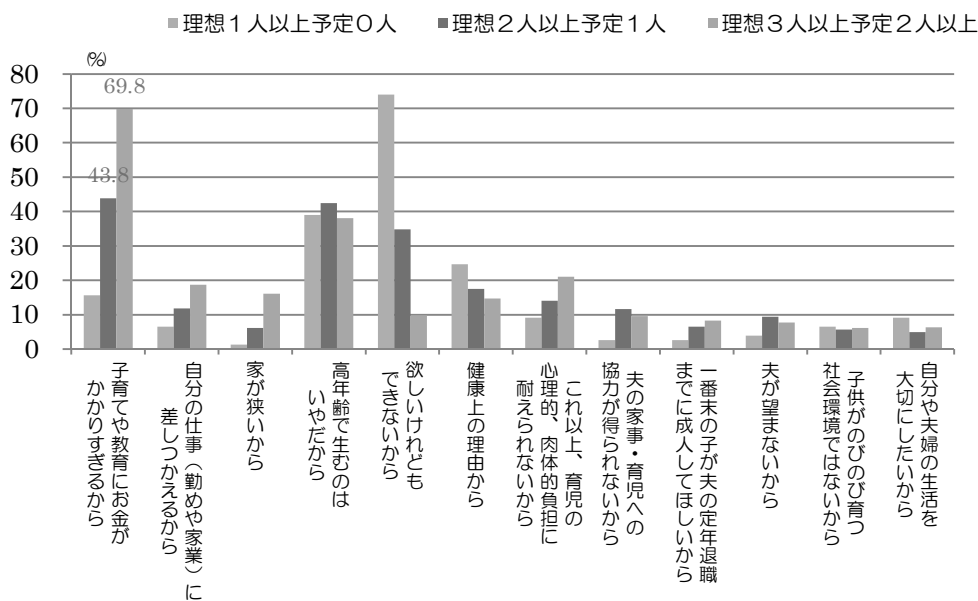
#### 1 子育て家庭への経済的支援

##### 現状と課題

子育て家庭にとって、教育費や医療費などの、子育てに必要な費用に対する負担感は大きいものです。

内閣府『少子化社会対策に関する意識調査』によると、理想の子供数を持たない理由として、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」が、2人以上の子供数を理想と考えている方で一番多く、特に、3人以上の子供数を理想としている方では69.8%が選択しています。

##### ■理想・予定子供数の組み合わせ別にみた、理想の子供数を持たない理由



資料：内閣府『少子化社会対策に関する意識調査』(2019.3)

また、県の「平成 27 (2015) 年度男女共同参画にかかる県民意識調査」(男女共同参画課実施)においても、子供の減少の理由について、「子育てのための経済的負担が大きいから」と答えた割合が、男性全体で 68.1%、女性全体で 65.9%とそれぞれ最も高くなっています。

こういった状況を受け、令和元 (2019) 年 10 月より、3歳から5歳を対象とした幼児教育等の無償化が全国で始まりましたが、これから子育てしようとする人たちが経済的な負担を心配して子供を持つことを躊躇しないよう、これまでの取組を後退させることなく引き続き取り組んでいくことが必要です。

##### 今後の取組

- ア 多くの子供を育てる世帯を対象として、3歳未満の保育料の無償化、一時預かり利用料(一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター、子育て短期支援事業、病児・病後児保育事業)への助成を行う「紀州っ子いっぱいサポート」や就学前の乳幼児の医療費補助を、引き続き市町村と連携し、実施していきます。
- イ 保育所に通わず在宅で育てる世帯についても支援金を支給するなど、それぞれの家庭の子育ての選択肢に合わせた支援を実施します。

**主な関連施策**

事業	取組内容	担当課
紀州っ子いっぱいサポート	一定の所得制限のもと、第2子以降について、3歳未満の保育料の無償化、一時預かり利用料等への助成を市町村と連携して実施します。(他にも要件あり。)	子ども未来課
在宅育児支援	一定の所得制限のもと、第2子以降の0歳児を保育所等に預けず在宅で育てる世帯に支援金を支給します。(他にも要件あり。)	子ども未来課
乳幼児医療費助成	市町村と協力して就学前の乳幼児の医療費を無料にします。(所得制限等あり)	健康推進課

**数値目標**

指標等	現状 (平成30年度)	目標年度	目標値

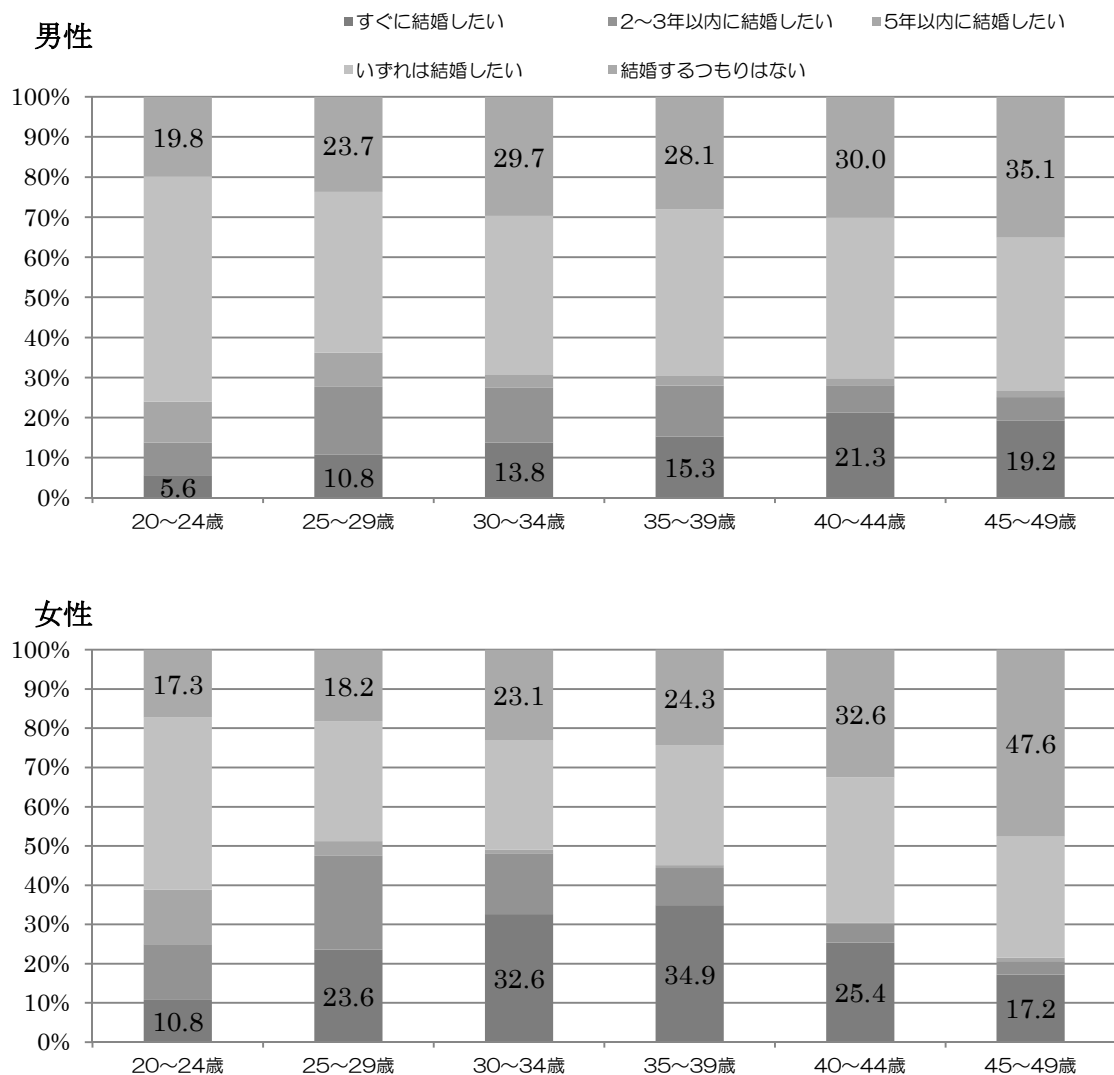
## 2 結婚、妊娠・出産、子育てに関する相談・支援体制の強化

### (1) 結婚支援

#### 現状と課題

内閣府『少子化社会対策に関する意識調査』によると、20～24歳時点において「結婚するつもりはない」が男性19.8%、女性17.3%となっています。また、「すぐに結婚したい」割合は男性40代、女性30代でピークとなります。

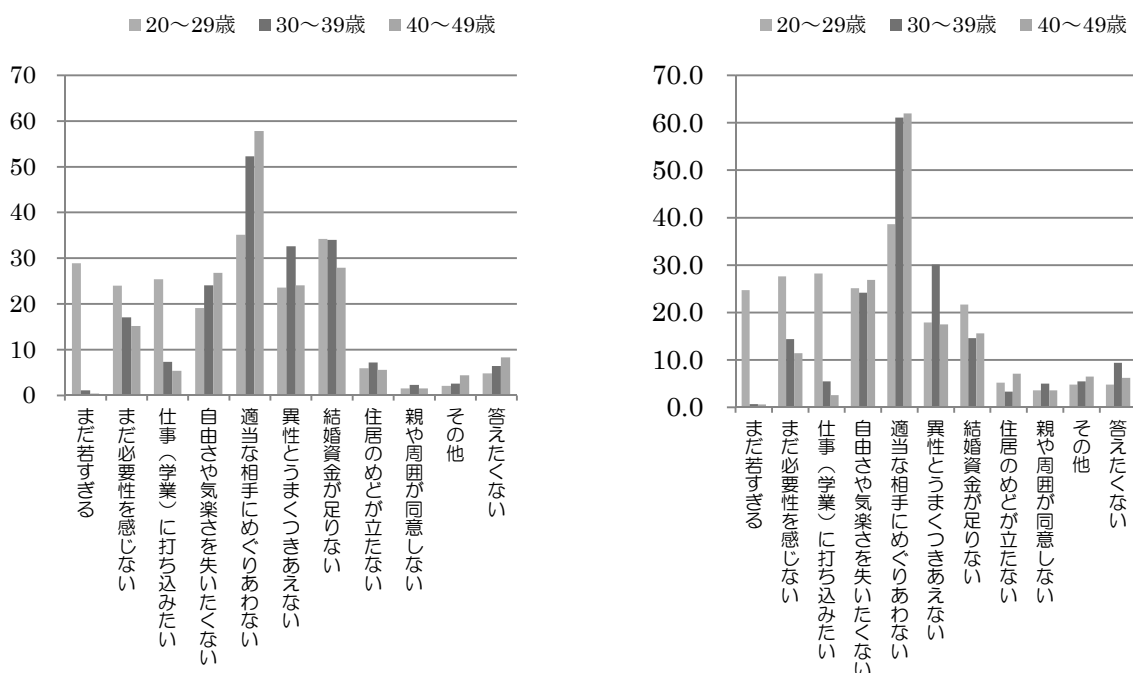
#### ■年齢別 未婚者の結婚意思



資料：内閣府『少子化社会対策に関する意識調査』（2019.3）

また、「結婚意思のある未婚者」が独身でとどまっている理由としては、男女ともに「適当な相手にめぐり合わない」ことが一番多い状況ですが、「異性とうまくつきあえない」「結婚資金が足りない」という理由が増加傾向にあります。

■男女別「結婚意向のある人が結婚していない理由」の選択割合（3つまで選択）



資料：内閣府『少子化社会対策に関する意識調査』（2019.3）

結婚をするかしないかは、個人の自由な選択にゆだねられるべきものですが、結婚を望む人に対しては、いわゆる「婚活」の後押しのために、出会いの場を提供する等の支援を行っていくことが必要です。

**今後の取組**

- ア 若い世代の人が結婚から子育てまでのライフデザインを意識するような機会の提供や情報発信を行い、将来の結婚・出産への希望を育みます。
- イ 結婚したいと思っている人たちを後押しするために、婚活イベントの開催や、出会いを応援する企業や団体を登録するなど、結婚サポート体制づくりを進めていきます。
- ウ 結婚したいが「異性とうまくつきあえない」と感じている方もいることから、異性とのコミュニケーションの取り方など自らのスキルを高める研修会を実施します。

**主な関連施策**

事業	取組内容	担当課
結婚・子育てのポジティブキャンペーン	若い世代の男女に、結婚から子育てへの前向きな機運醸成を図ります。	子ども未来課
婚活イベント開催	事前に登録された会員を対象に、県内各地で婚活イベントを開催します。	子ども未来課
わかやま婚活応援隊	出会いを応援する企業や団体を「わかやま婚活応援隊」として登録し、結婚サポート体制づくりを進めます。	子ども未来課

わかやま結婚サポーター	ボランティアで結婚を支援していただける個人を「わかやま結婚サポーター」として認定し、地域に根ざしたきめ細やかな結婚支援を行います	子ども未来課
結婚・子育てのポジティブキャンペーン	若い世代の男女に、結婚から子育てへの前向きな機運醸成を図ります。	子ども未来課

## 数値目標

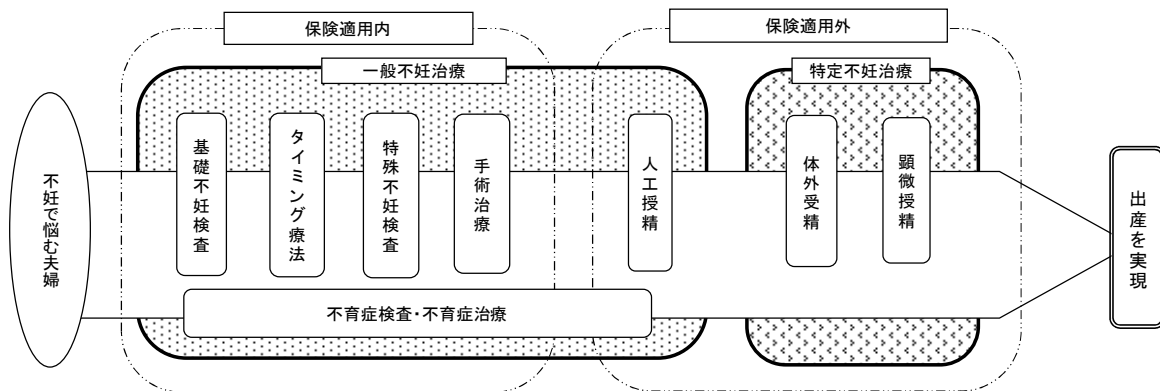
指標等	現状（平成30年度）	目標年度	目標値
平均初婚年齢	男 30.3 歳 女 28.9 歳	令和6年度	下降到転じさせる

## (2) 不妊治療対策の充実

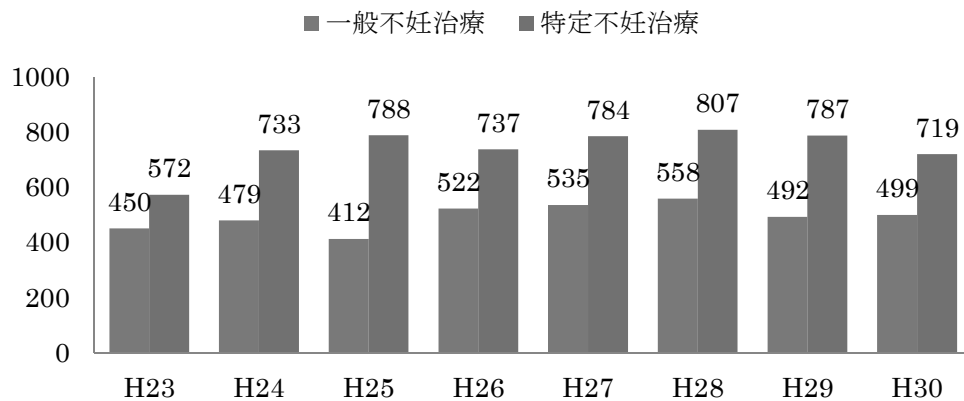
### 現状と課題

初婚年齢の上昇や晩産化等により、不妊に悩む夫婦が増加傾向にあります。不妊治療は経済面や心身への負担が非常に大きく適切な支援が必要です。

### ■不妊治療のスキーム



### ■不妊治療費助成延件数（県全体）



（特定不妊治療費助成：和歌山市は独自実施）

## ■不妊相談件数

(延件数)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
電話相談	56	92	71	95	57
面接相談	123	163	163	152	157
メール相談	13	11	3	3	3
合計	192	266	237	250	217

(岩出・湯浅・田辺保健所実施分)

### 今後の取組

- ア 不妊に関する知識の普及及び啓発を推進するとともに、県立保健所3か所において不妊専門相談窓口を運営し、医師や保健師による不妊専門相談を実施することで、不妊に悩む方が安心して相談し治療を受けやすい環境づくりに取り組めます。
- イ 一般不妊治療及び特定不妊治療に対する医療費助成を実施し、不妊治療の初期から高度治療までの全ての段階で経済的負担の軽減を図ります。

### 主な関連施策

事業	取組内容	担当課
不妊専門相談	岩出保健所、湯浅保健所、田辺保健所において不妊専門相談を実施します。	健康推進課
一般不妊治療費助成	体外受精及び顕微授精を除く医療保険適用の不妊治療、不妊検査及び人工授精、不育症に対する治療・検査に要する費用の一部を助成します。	健康推進課
特定不妊治療費助成	医療保険適用外である体外受精及び顕微授精に要する費用の一部を助成します。	健康推進課

### 数値目標

指標等	現状 (平成30年度)	目標年度	目標値
不妊治療費助成の継続 (一般不妊治療および 特定不妊治療)	30市町村	令和6年度	全市町村継続

## (3) 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策

### 現状と課題

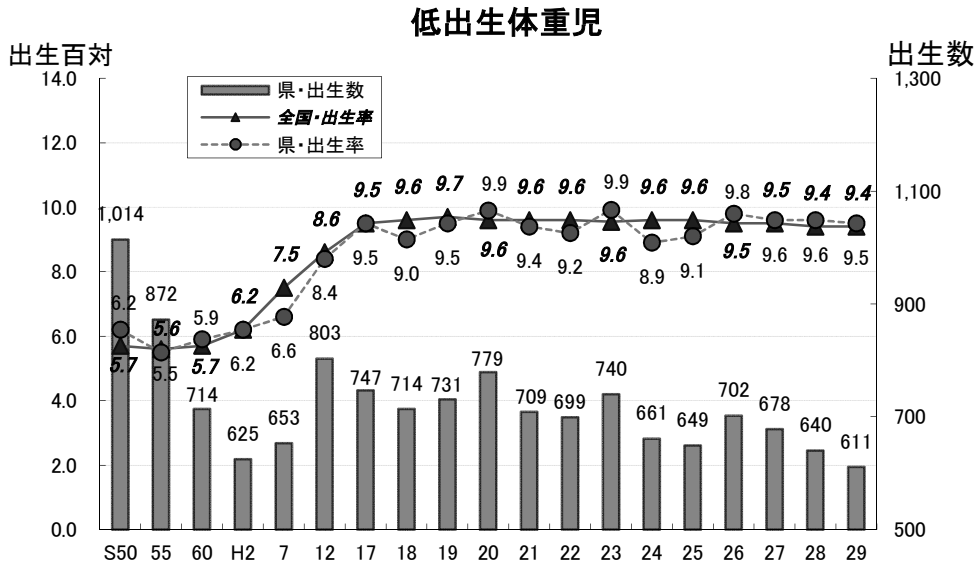
母子保健は、生涯を通じた健康づくりの出発点であり、次代の社会を担う子供を健やかに生み育てるための基礎となることから、その充実は非常に重要となっています。

核家族化や共働き世帯といった子育てを取り巻く環境が大きく変化する中で、地域社会全体で親子の健やかな成長を見守り、母子保健に関わる関係機関の連携体制を強化し、支援していく体制づくりが必要です。

また、妊娠・出産・育児に対する不安を持つ親が増加しており、メンタルヘルスや児童虐待予防対策の強化が必要です。

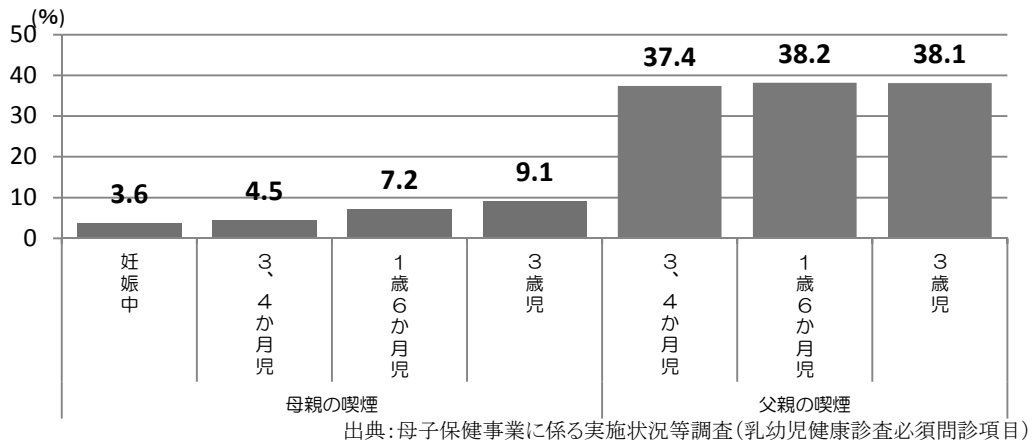
さらに、初婚年齢の上昇や晩産化等により、低体重児出生に悩む夫婦が増加傾向にあります。

### 低体重児出生数及び出生率の年次推移



低体重児の出産や乳幼児突然死症候群（SIDS）、子供の事故等を防ぐため妊産婦の禁煙対策や家族の受動喫煙対策が必要です。

### 妊娠中の母親及び育児期間中の両親の喫煙率(平成30(2018)年度)



### 今後の取組

- ア 妊娠期から子育て期まで保健師や助産師等の専門職による総合的相談をワンストップで行う「子育て世代包括支援センター」の設置や機能強化について、市町村に対し、財政支援や専門職の研修実施、関係機関の広域的な連携調整等の技術的支援を行います。
- イ 育児不安や産後うつなど妊産婦の抱える身体的及び精神的負担を軽減するために、市町村における産後ケア事業及び産婦健康診査事業の実施を推進し、地域で安心して子供を産み育てられる支援体制を整備します。
- ウ 早期の妊娠届出と適切な妊婦健康診査の受診の勧奨、たばこやアルコールなど生活習慣の見直しなど、妊婦の良好な健康管理のための啓発を推進します。
- エ 妊娠初期は、母子の健康を維持するために大切な時期であり、外見からは妊娠していることが分かりづらい

ため、周囲から理解が得られにくいことがあります。妊産婦に優しい環境づくりの推進や、受動喫煙の防止等のために、マタニティマークの普及啓発を図ります。

オ 乳幼児健康診査の受診勧奨や未受診児の状況把握、乳幼児健康診査で発達面に問題が見つかった児への発達相談指導等により、心身の健やかな発達の促進と育てにくさを感じる親の育児不安の軽減や児童虐待予防を図り、市町村、保健所、医療機関、児童相談所等の関係機関が連携した切れ目ない支援が提供できる体制づくりとその強化を推進します。

カ 子供の不慮の事故防止のため、子供の発達段階に応じた事故予防の啓発に努め、家庭及び市町村、保健所、消防等の関係機関の連携により事故防止対策の取組を強化します。地域で安心して子育てができるよう妊娠・出産・育児期における地域での切れ目のない支援が必要です。それぞれの関係機関がより連携を密にし、親子に関わる情報を共有するなど切れ目のない支援が提供できる体制づくりとその強化が求められています。

キ 乳幼児のむし歯は、食事の嗜好やかむ力など、子供が成長・発育する上で必要な口腔機能に影響を与えることから、市町村との協力・連携のもと、妊娠期から学齢期に至るまで切れ目ない歯科保健施策を展開し、適切な歯科保健指導やフッ化物歯面塗布、フッ化物洗口等の普及に努めます。

ク 子供を感染症から守る取組として、県内の感染症の流行状況や予防接種に関する最新情報を提供しています。今後も、市町村で実施している定期予防接種の接種率が向上するよう啓発等を行います。

### 主な関連施策

事業	取組内容	担当課
乳児全戸家庭訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)	生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育てに関する情報を提供する市町村を支援します。	子ども未来課
発達相談・療育相談事業	各市町村の乳幼児健康診査により紹介された発達や療育に心配のある児に対して、発達相談及び療育相談を実施します。	健康推進課
乳幼児の事故予防対策事業	乳幼児のいる全ての家庭において、事故を未然に防止し、いざという時の救急救命措置を実施できるよう、消防・市町村等と連携し、事故予防講習会を開催します。	健康推進課
育児不安の軽減と子供の健やかな成長の促進	育児不安の軽減を図るため、「赤ちゃんとお母さんの健康ガイド」を作成し、母子手帳交付時に配布します。	健康推進課
感染症情報宅配便 (紀州っ子を流行病から守ろう！)	県民(特に小さな子供を持つ保護者の方)に、感染症のまん延、重症化を防ぐ感染症情報を発信します。	健康推進課

### 数値目標

指標等	現状(平成30年度)	目標年度	目標値
子育て世代包括支援センター設置市町村数	26	令和元年度	30



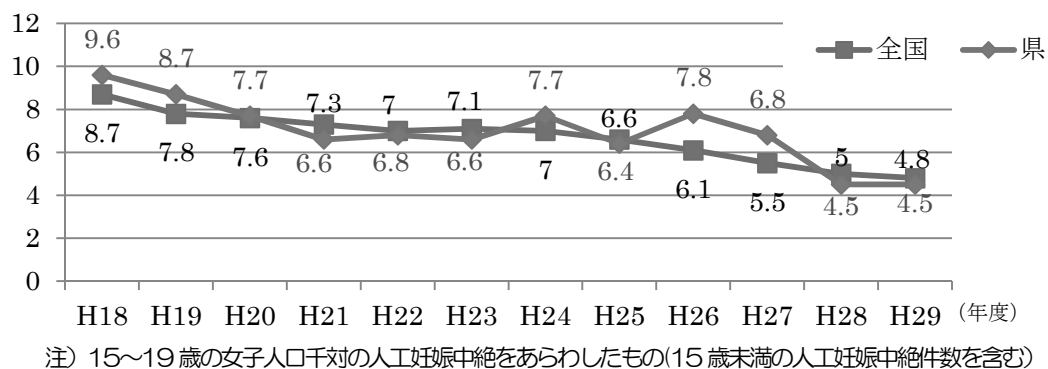
出産後退院までに、保健師等による保護者との面接等が必要と考えられる者の基準を定めている市町村数	11	令和5年度	30
産後ケア事業及び産婦健康診査実施市町村数	2	令和5年度	30
全出生数中の低体重児の割合	9.5% (平成29年度)	令和6年度	減少
妊娠中の妊婦の喫煙率	3.6	令和6年度	0%
3～5か月健康診査の未受診率	1.6% (平成29年度)	令和6年度	国の目標値を達成したので、現状維持
1歳6か月健康診査の未受診率	1.9% (平成29年度)	令和6年度	国の目標値を達成したので、現状維持
3歳健康診査の未受診率	4.6% (平成29年度)	令和6年度	国の目標値を達成したので、現状維持
乳幼児健康診査の未受診者の全体把握の体制があり、把握方法を定めている市町村数(割合)	9(基準変更のため) (30%)	令和5年度	30
乳幼児健康診査を評価する体制がある市町村の割合	73.3%	令和5年度	100%
妊産婦や乳幼児を支援する事業を実施している支部の割合	7支部	令和6年度	全支部継続
虫歯のない3歳児の割合	80.7% (平成29年度)	令和5年度	85%以上
乳幼児の不慮の事故死亡率 (人口対10万人対)	0歳:15.5 1～4歳:7.1 (平成29年度)	令和5年度	なくす

#### (4) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策

##### 現状と課題

20歳未満の若者の人工妊娠中絶率は減少傾向にあり、平成28(2016)年度は全国に比べて低い状況ですが、引き続き思春期世代に対する予期せぬ妊娠を予防する教育が必要です。

## 20歳未満の人工妊娠中絶実施率の年次推移



### 今後の取組

- ア 思春期のこころとからだの問題について、子供自身が正しい知識を身につけ、責任ある意思決定や性行動ができるよう、中学生や高校生を対象とした思春期保健に関する講座を各県立保健所で実施します。
- イ 思春期講座の実施により、妊孕性や低体重児出産のリスク等妊娠・出産について正しい知識を学び、中学生や高校生が将来のライフプランについて考える機会を提供します。
- ウ 健やかな母性・父性の育成を図るため、乳幼児とのふれあい体験や思春期講座の機会を拡大するとともに、情報提供や啓発を実施します。
- エ 子供のうちに健全な食生活を確立することは、生涯にわたり健全な心身を培い、豊かな人間性を育む基礎となるため、家庭や学校、保育所等と連携した「食育」を推進します。
- オ 不健康なやせは、骨量減少、低体重児出産のリスク等との関連があるといわれています。妊娠、出産に対する正しい知識が身につけられるよう、また、人工妊娠中絶や性感染症が心身に及ぼす影響などが正しく理解できるよう、教育機関等と連携して高校生を対象に健康教育を実施します。
- カ 思春期保健に取り組む市町村に対しては技術的助言を行うなど、思春期保健対策の充実を図ります。その他、思春期における精神保健上の問題については、県精神保健福祉センターや保健所における相談の実施や、保健・医療・福祉・教育機関等において精神保健福祉業務に従事する職員に対する研修・啓発、関係機関との連携の強化など、きめ細やかな対応を促進します。
- キ 未成年期からの喫煙は健康に及ぼす影響が大きく、成人期での喫煙の継続につながりやすくなります。市町村、医師会、教育機関等と連携し、喫煙させないための防煙教室を学童期から実施するとともに、家庭における受動喫煙防止の啓発に努めます。
- ク 心身の発達過程にある未成年者は、臓器の機能が未完成でアルコールの分解能力が低く、飲酒すると、成人に比べアルコール中毒や臓器障害を起こしやすい特徴があるため、アルコールが身体に及ぼす影響について正しい知識を普及し、未成年者の飲酒をなくすように努めます。

### 主な関連施策

事業	取組内容	担当課
食育の推進	行政、家庭、保育所・認定こども園・幼稚園・学校及び地域の多様な関係者が主体的かつ連携・協働し、食育を推進します。	果樹園芸課 健康推進課

思春期保健対策事業	高校生に対して、命の尊さや性感染症などの思春期講座やグループワークを取り入れたピアエデュケーション（仲間同士による教育）や、赤ちゃん抱っこ等を体験する乳幼児体験学習を実施します。	健康推進課
未成年者の喫煙・飲酒対策	未成年者に対しては、学校で行われる健康教育や地域・職域連携事業の出張講座等を通じて、喫煙・飲酒に関する正しい知識の普及に努めます。	健康推進課
こころの健康相談	県精神保健福祉センター及び県内の保健所において、電話や面接により、思春期の精神科医療や回復に向けた相談、家族及び周囲の方の対応に関する相談に応じる、こころの健康相談を実施します。	障害福祉課
ひきこもり対策推進体制整備	県ひきこもり地域支援センターにおいて、相談窓口の設置、情報発信、人材育成及び関係機関との連携強化に取り組みます。また、各保健所においても来所相談や訪問相談を実施します。	障害福祉課

#### 数値目標

指標等	現状（平成30年度）	目標年度	目標値
朝・昼・夕の三食を必ず食べることに気を付けている児童の割合	88.3% (平成28年度)	令和5年度	100%に近づける
児童・生徒における肥満傾向児の割合	小学5年生 男子4.27% 女子2.31% (平成28年度)	令和5年度	減少傾向へ
20代女性のやせの者の割合	14.3% (平成28年度)	令和5年度	30%以下
10代の人口妊娠中絶率 (人口10万人対)	4.5% (平成29年度)	令和5年度	減少傾向へ
未成年者の喫煙率	中学1年生 男子1.2% 女子1.5% 高校3年生 男子10.4% 女子3.9% (平成28年度)	令和5年度	0

未成年者の飲酒率	中学3年生 男子4.4% 女子1.7% 高校3年生 男子10.3% 女子5.0% (平成28年度)	令和5年度	0
----------	---	-------	---

### 3 仕事と子育ての両立支援

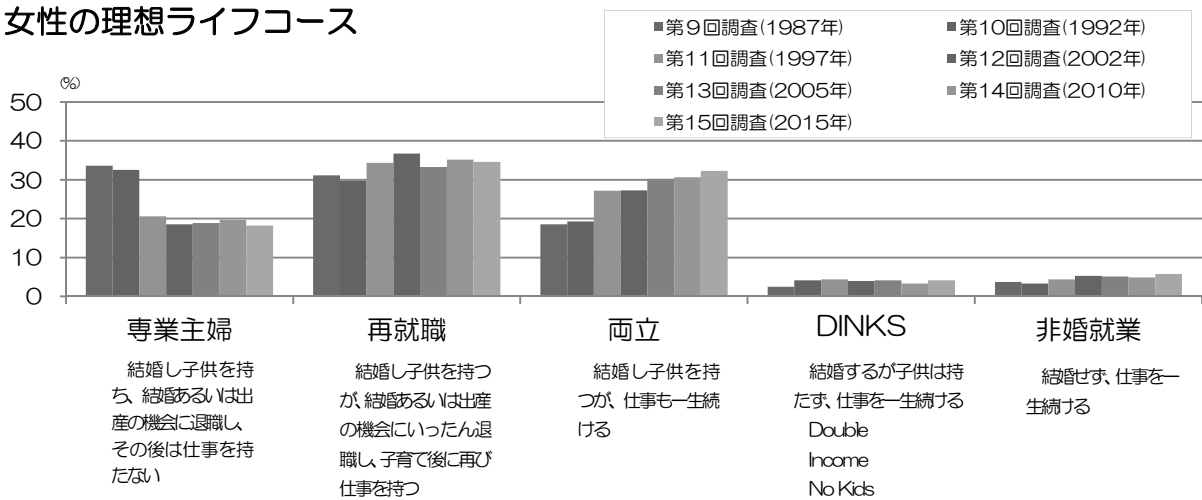
#### (1) 仕事と子育てを両立しやすい職場環境づくり

##### 現状と課題

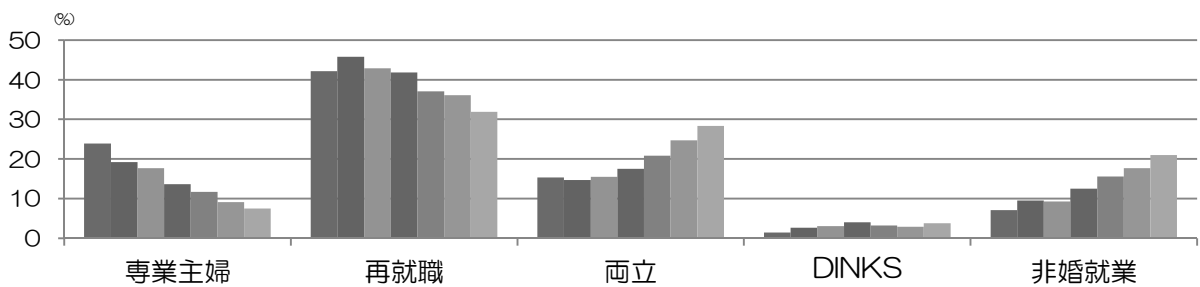
国立社会保障・人口問題研究所『第15回出生動向基本調査』によると、未婚女性が理想とするライフコースとして結婚や出産の機会に退職する専業主婦コースが減り、結婚し子供が生まれても仕事を続ける両立コースが増加している状況であり、実際になりそうだと考える予定コースにおいても同様の傾向がみられます。また未婚男性がパートナーとなる女性に望むコースでも、同様の傾向が続いています。

#### ■女性の理想・予定のライフコース、男性がパートナーに望むライフコース

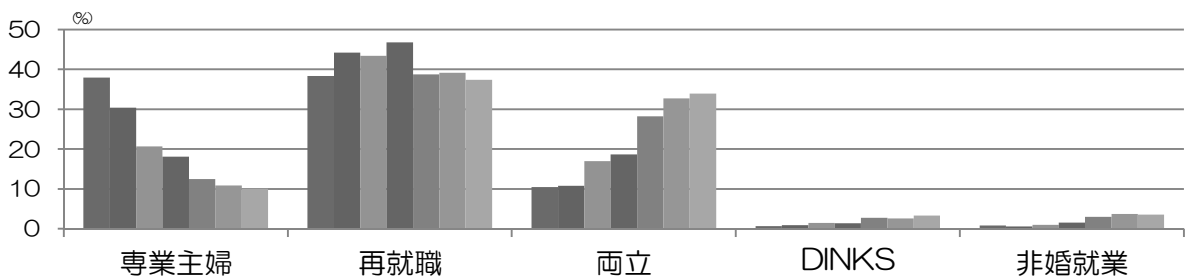
##### 女性の理想ライフコース



##### 女性の予定ライフコース



##### 男性が相手に求めるライフコース



また、未婚者・既婚者問わず対象として実施した県の「平成 27（2015）年度男女共同参画に関する県民意識調査」においても、両立コースを理想とするのは女性で 37.8%、男性で 28.7%となっており、こうした状況にあわせ、仕事と子育てを両立しやすい環境づくりを進める必要があります。

## 今後の取組

### ア 働き方の見直し

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた労働者、事業主、地域住民の理解や合意形成の促進及び具体的な実現方法の周知のための広報、啓発

- a セミナーや交流会等の各種イベントを通じて、県民を対象に男女がともに家事・育児を担うことのできる働き方への転換に向け、啓発を行います。
- b 各種セミナーを開催し、次世代育成支援対策推進法の周知、ワーク・ライフ・バランスが必要とされる背景やその効果、また企業における取組事例発表などにより、事業主・労働者に対してワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発を行います。
- c 和歌山県再就職支援センターにおいて女性の就業支援に関する相談を行い、セミナーや合同企業説明会を開催し、出産・育児をきっかけに離職した女性の再就職支援など女性の就業を総合的にサポートします。

### イ 関係法律に関する労働者、事業主、地域住民への広報・啓発

和歌山労働局と連携し、セミナーの開催や、周知啓発ポスターの掲示及びチラシの配布などにより、次世代育成支援対策法等の関係法制度及び一般事業主行動計画に関する事業主、労働者、地域住民への広報・啓発を行います。

### ウ 企業及び民間団体の好事例の情報の収集提供等

- a 企業・団体におけるワーク・ライフ・バランスや女性が働きやすい職場環境づくりの先進的な取組事例を情報収集し、その取組内容、取組のきっかけ、工夫した点、今後の目標、従業員の声などを県ホームページ等で広く紹介していきます。
- b 企業・団体におけるワーク・ライフ・バランスの取組を支援するため、学習素材としても活用できる事例や自己点検シート等を盛り込んだパンフレットを作成し、提供していきます。

### エ コンサルタント・アドバイザーの派遣

仕事と子育てを両立させることができる雇用環境整備を図るため、就業規則等の整備、短時間勤務制度等多様な勤務制度の整備、労務管理の改善などの助言を行う専門家を企業に派遣します。

### オ 企業・団体と連携した社会機運の醸成

先進的に取り組む企業・団体とともに発足した「わかやま結婚・子育て応援企業同盟」「女性活躍企業同盟」を中心として、仕事と家庭の両立についての社会気運を高め、県内各企業・団体に取組を広げていきます。

## 主な関連施策

事業	取組内容	担当課
労働教育事業	事業主、労働者等を対象に職業生活と家庭生活との両立を啓発するセミナーを開催します。	労働政策課

働き方改革推進事業	仕事と子育てを両立させることができる雇用環境整備のため、助言を行う専門家を企業に派遣します。	労働政策課
和歌山県就活サイクルプロジェクト	出産・育児をきっかけに離職した女性の再就職等を促進するため、女性就業相談に応じ、セミナーや合同企業説明会を開催します。	労働政策課
わかやま結婚子育て応援企業同盟	企業や団体による「わかやま結婚・子育て応援企業同盟」を発足し、仕事と子育てが両立しやすい職場環境づくりを進めます。	子ども未来課
女性活躍企業同盟	企業や団体による「女性活躍企業同盟」を発足し、女性が安心して働き活躍できる環境整備を促進します。	青少年・男女共同参画課

### 数値目標

指標等	現状（平成30年度）	目標年度	目標値
育児休業制度の規定率	91.6% ※常用労働者30人以上の事業所	令和5年度	全国平均

## (2) 仕事と子育ての両立を支援する地域の体制づくり

### 現状と課題

女性の就業率の高まりや就労形態の多様化に伴い、保育需要が高まっています。

産休明けや育休明けの早い時期から、保育を利用する希望が増加しており、本県においても、特に0歳から2歳の入所希望者が増加している一方で、0歳では児童3人に対して1人、1歳から2歳では児童6人に対して1人の保育士を配置する必要があり、人材の確保が課題となっています。

また、共働き世帯の増加により、就学前は延長保育等で遅くまで保育を受けられていたが、小学校入学後に預かってもらえる場所がないという、いわゆる「小1の壁」が全国的に問題となっており、本県においても、受け入れ体制を増やしているものの、入所希望者の増加が上回り待機児童が発生している状況があります。全ての子供たちが放課後や週末等に安全で安心して活動できる居場所の確保を図る必要があります。

一方で、共働き世帯において、母親に家事・育児の負担が集中している状況があり、少子化の一因とする調査もあります。希望する仕事をしながら、楽しく子育てができる環境づくりのため、父親の家事・育児参加を促していくことも必要です。

### 今後の取組

#### ア 低年齢児保育の受け皿整備

需要が増えている低年齢児の保育ニーズに対応するため、新設や既存施設からの移行による認定こども園の整備や、企業内保育所等の活用による受け入れ体制の充実に市町村とともに取り組みます。また、企業内保育所等に入所している児童が、3歳になって保育所・認定こども園・幼稚園にスムーズに転園できるよう、状況を注視し対応していきます。

## イ 保育士等の人材確保

- a 保育士等の処遇の改善をはじめとする労働環境の整備を支援します。
- b 保育士資格を有しているものの、保育等に従事していない、いわゆる「潜在保育士」の再就職や保育所に勤務する保育士の相談支援等を行う「保育士支援コーディネーター」を県社会福祉協議会に配置し、保育士の安定的確保等に取り組みます。
- c 保育士の資格取得や保育所に就職する際の資金ニーズに合わせた貸付制度を実施します。

## ウ 放課後児童対策

- a 小学生が放課後を安全に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、国の「新・放課後子ども総合プラン」も踏まえ、「放課後児童健全育成事業」及び「放課後子供教室推進事業」「子どもの居場所づくり事業」の一体的又は連携した実施について、福祉部局と教育委員会が協力し進めていきます。
- b 放課後児童クラブに従事する人材を確保するため、必要となる基本的な生活習慣の習得の援助、自立に向けた支援、家庭と連携した生活支援等に必要な知識及び技能を習得する放課後児童クラブ認定資格研修を継続して開催します。また、放課後児童クラブの補助員として従事する子育て支援員の養成を行います。

## エ 男性の育児参加促進

検 討 中



## 4 安心して出産・子育てができる医療サービスの充実

### (1) 周産期医療

#### 現状と課題

出産前後の期間に対応する周産期医療については、県内全ての医療圏で出産できる体制を整えており、また、県立医科大学附属病院を総合周産期母子医療センターに指定、日本赤十字社和歌山医療センター、紀南病院を地域周産期母子医療センターに認定し、リスクの高い母体・胎児・新生児に高度な医療を24時間体制で提供できるよう医療体制の整備を図っています。

しかしながら、晩婚化等による高齢出産の増加等により、低出生体重児などのリスクの高い新生児の出生割合が増加しています。また、妊娠・出産・育児に対する不安を持つ親も増加していることから、メンタルヘルスケア対策の充実も含め、より安定的な周産期医療体制を整備する必要があります。

また、産科医や小児科医の地域偏在なども課題であり、継続して周産期医療に従事する医師を確保していく必要があります。

#### 今後の取組

- ア 総合周産期母子医療センター・地域周産期母子医療センター・正常分娩を取り扱う分娩医療機関及び消防機関の連携を強化し、安心して出産できる体制を堅持します。
- イ 子育て世代包括支援センターを全市町村に設置し、出産や育児に不安を抱える親へのメンタルヘルスケアを充実するとともに、市町村における産後ケア事業や産婦健康診査を推進するなど、産後うつ予防対策を強化します。
- ウ 返還免除付きの研修・研究資金の貸与制度の活用や、院内保育所の設置や医師に支給される手当に対する支援等により、産科医・小児科医を確保します。

#### 主な関連施策

事業	取組内容	担当課
安心して出産できる医療体制づくり	高度な周産期医療を提供する周産期母子医療センターの安定的な運営に必要な費用を支援します。	医務課
出産できる環境を堅持するための産科医師支援	産科医師を確保するため、若手医師又はベテラン産科医師に対し、一定の条件下で返還免除となる研修資金・研究資金を貸与します。	医務課
特定診療科医師確保対策	特定の診療科（小児科など）の医師を確保するため、医師に対し、一定の条件下で返還免除となる研修資金を貸与します。	医務課
病院内保育設置促進	出産や育児に伴う医師や看護職等の離職防止・再就業促進のため、病院内保育所を設置・運営する費用を支援します。	医務課
病院勤務医が働きやすい環境づくり	お産を支える医師や新生児医療を担う医師等を確保するため、支給される手当に対する支援を行います。	医務課

## 数値目標

指標等	現状（平成30年度）	目標年度	目標値
県内の全二次医療圏で出産できる体制の維持	7医療圏	令和5年度	7医療圏

## (2) 小児救急医療

### 現状と課題

子供の急病や怪我に対応する小児救急医療体制については、傷病者に対し迅速かつ適切な医療を行うため、傷病の程度に応じ、初期（比較的軽症な救急医療）、二次（入院を要する救急医療）、三次（救命救急医療）の区分により、一般の救急医療体制と同様に体系的な整備を推進しています。

一方で、軽症であっても二次以上の救急医療機関を受診する患者が多いため、病院勤務医への過重な負担が課題となっています。また、小児科医の地域偏在なども課題であり、継続して小児医療に従事する医師を確保していく必要があります。

### 今後の取組

- ア 県立医科大学附属病院、日本赤十字社和歌山医療センター、紀南病院を小児専門医療及び小児入院医療の拠点として位置づけ、24時間体制の小児科専門医による高度な小児救急医療や小児科領域の専門的な医療を総合的に提供できる体制を強化します。
- イ 小児救急医療体制を堅持するため、病院勤務医と開業医の連携や医療機関間での連携など地域連携体制を強化し、症状に応じた適切な医療の提供を行います。
- ウ 返還免除付きの研修資金の貸与制度の活用や、院内保育所の設置や医師に支給される手当に対する支援等により、小児科医を確保します。
- エ 適切な受療行動に関する普及啓発や子供の急病時の相談体制の整備を行い、不要不急の救急受診の抑制や高次救急医療機関への軽症患者の集中緩和に努めます。

### 主な関連施策

事業	取組内容	担当課
特定診療科医師確保対策	特定の診療科（小児科など）の医師を確保するため、医師に対し、一定の条件下で返還免除となる研修資金を貸与します。	医務課
病院内保育設置促進	出産や育児に伴う医師や看護職等の離職防止・再就業促進のため、病院内保育所を設置・運営する費用を支援します。	医務課
病院勤務医が働きやすい環境づくり	お産を支える医師や新生児医療を担う医師等を確保するため、支給される手当に対する支援を行います。	医務課

子ども救急相談ダイヤル (#8000)	平日夜間及び土日・祝日の子供の急病に際し、医療機関での受診の必要性の有無や自宅での処置方法等について、看護師（必要な場合は医師）による電話相談を受け付け、保護者の不安解消や負担軽減、不要不急の救急受診の減少につなげています。	医務課
和歌山県救急医療情報センター	救急車を呼ぶほどではない急病に際し、県民からの電話照会に対して、24 時間 365 日体制で最寄りの医療機関の案内を行っています。	医務課

### 数値目標

指標等	現状（平成 30 年度）	目標年度	目標値
小児患者が入院可能な二次医療圏数	6 医療圏	令和 5 年度	7 医療圏
子ども救急相談ダイヤル (#8000) 相談件数	8,551 件	令和 5 年度	10,500 件

## (3) 難病等長期療養児の支援

### 現状と課題

症例数も少なく、治療が長期にわたる難病や小児慢性特定疾病は、子供及び家族の経済的負担や精神的負担が大きい現状にあります。

難病等により長期に療養を必要とする児童等及びその家族が療養生活を送りながらも健やかな成長・発達の機会が保障され、地域社会において尊厳を持って生きることができるよう、保健・医療・福祉・教育の総合的な対策を推進していく必要があります。

児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費助成制度では、対象疾病が平成 30（2018）年 4 月現在で 756 疾病（令和元（2019）年 7 月現在で 762 疾病）となっており、平成 31（2019）年 3 月末における医療費助成の受給者は 871 人となっています。幼少期からの慢性的な疾病により、学校生活での教育や社会性の涵養に遅れが見られることから、児童等の健全育成を図るため、医療費助成とともに自立に向けた支援が必要となります。

県では、難病等長期療養児及びその家族が不安や悩み等を気軽に相談できる専門的な窓口として、県難病・子ども保健相談支援センターを県立医科大学附属病院内に設置しています。センターは療養の長期化等により様々な不安や困難を抱える難病等長期療養児及びその家族の精神的不安などを解消し、生活の質を向上させるための相談・支援を行っています。

### 今後の取組

#### ア 小児慢性特定疾病対策の充実

小児慢性疾病にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成を図るため、児童福祉法第 19 条の 2 の規定に基づき、医療の給付等を行っています。

また、本事業と併せ、患児の日常生活の向上を図ることを目的に、市町村が実施する日常生活用具給付事業に対する補助を実施しています。

さらに、医療機関や教育機関と連携し、児童等の自立に向けた保護者向け講演会及び相談会、ハローワーク等と連携した就労相談など、自立に向けた支援を実施します。

今後も引き続き、長期にわたり療養を必要とする児童等に対して、経済的、精神的負担軽減を図ります。

#### イ 長期療養児とその家族への相談支援の充実

難病等により長期療養中の子供たちが病気の治療を受けながら、健やかに成長・発達していくために、病気に対する周囲の理解が求められるとともに、日常生活の中で生じる不便さや将来に対する不安など個々の状況に応じた相談支援が必要です。

県難病・子ども保健相談支援センターでは、今後も医療機関、市町村や教育機関など関係機関と連携を図り、適切な支援につなげられるよう相談に応じていきます。また同じ病気を持つ子供の家族が悩みを分かり合い、情報交換などを行える「患者家族会」の活動に対して協力と支援を行います。

#### **主な関連施策**

事業	取組内容	担当課
小児慢性特定疾病医療費助成	悪性新生物などの小児慢性特定疾病に対する医療費の公費負担を実施します。	健康推進課
相談支援事業	電話や面接等により相談を実施します。	健康推進課

#### **数値目標**

指標等	現状（平成30年度）	目標年度	目標値

## 5 社会全体で子育てを支援する仕組みの強化

### 現状と課題

地域社会の結びつきが希薄になり、地域全体で子供を育てる力が弱くなっています。また、身近に相談できる人がいなかったり、子育てに関する情報を入手することが難しい人もいます。

子育て家庭の孤立を防ぎ、保護者の子育てへの不安や負担感を解消するために、身近な地域での相談体制を整備するとともに、県として、必要な子育て情報を素早く的確に提供できる体制づくりを進める必要があります。

また、子育てに関する価値観が多様化するとともに、家庭や地域の中で子供たちと高齢者など異なる世代が交流する機会が減少しており、健全な成長に必要な体験等が不足し、基本的な生活習慣が身に付いていない子供も多く、家庭や地域の教育力の向上も必要です。

### 今後の取組

- ア 保育所、児童館などの地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供を行う「地域子育て支援拠点事業」を、市町村とともに推進していきます。
- イ 母子保健推進員は市町村長から委嘱された一般住民で、妊産婦期から家庭訪問活動を実施し、乳幼児健康診査の受診勧奨をはじめ早期妊娠届の勧奨や各種母子保健施策の紹介を行うなど行政と住民のパイプ役として重要な役割を果たしています。今後も、引き続き研修会を開催して母子保健推進員のスキルアップを図り、支援が必要な親子の早期発見に努めるなど、地域全体で子育てができるよう支援します。
- ウ 県内全域の子育て情報を発信するインターネットサイト「わかやま子育ての広場」の内容を充実させていきます。
- エ 子育ての不安やストレスを解消するため、「子どもと家庭のテレフォン110番」などの気軽に相談できる体制を充実します。
- オ 児童家庭支援センターにおいて、子供や家庭、地域住民などからの相談に応じ、必要な助言を行います。
- カ 子育て中の親子が気軽に楽しめる場所や子育ての楽しさを感じながら様々な情報も得ることができる機会を、地域の子育て支援団体をはじめ、企業や大学と協力して、県内各所に増やしていきます。
- キ 地域での子育て支援の担い手となる子育て支援員を養成するため、必要な知識を習得するための研修を実施します。
- ク 地域の青少年が青少年を育てる循環システムを構築する「リレー式次世代健全育成事業」など、青少年の健全育成の体制づくりを支援します。
- ケ 子育て家庭に対して、基本的な生活習慣の確立や幼児期における生活体験の重要性等について「家庭教育サポートブック」を活用した啓発を行うなど、家庭の教育力の向上に取り組みます。
- コ 地域とともにある学校づくりをめざし、学校、地域がともに学校の運営に取り組む「きのくにコミュニティスクール」を推進するとともに、「共育コミュニティ」（地域学校協働本部）等と学校運営協議会が連携し、学校・家庭・地域の協働体制を構築します。
- サ 子供たちが、本県の優れた歴史や自然など身近な地域の魅力に気づき、ふるさとへの愛着を高めるよう、ふるさと教育を充実します。

## 主な関連施策

事業	取組内容	担当課
地域子育て拠点	保育所、児童館などの地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供を行います。	子ども未来課
わかやま子育ての広場	県内全域の子育て情報を発信するホームページ「わかやま子育ての広場」の内容を更に充実します。	子ども未来課
子どもと家庭のテレフォン110番	家庭や地域における児童に関するあらゆる悩みについて、電話による相談に応じ、早期に適切な援助を行います。	子ども未来課
母子保健推進員の活動支援事業	母子保健推進員活動支援会議、母子保健推進員への研修や地域住民を対象とした母子保健・健全育成住民会議等を開催します。	健康推進課
リレー式次世代健全育成事業	地域の次代を担う青少年育成の循環システムを構築します。	青少年・男女共同参画課

## 数値目標

指標等	現状（平成30年度）	目標年度	目標値
母子保健推進員活動支援会議の開催	3回	令和6年度	継続

## 第4章 計画の推進

### 1 計画の推進体制

#### (1) 県の推進体制

県庁内の関係課が連携して、子ども・子育て支援に関する施策を総合的に推進していきます。

#### (2) 和歌山県子ども・子育て会議

本計画に記載している子育て支援を、子育て当事者等の意見の反映をはじめ、地域の子供及び子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、本計画の点検・評価を踏まえた改善等の提言をいただく和歌山県子ども・子育て会議を定期的に開催します。

### 2 計画の達成状況の点検及び評価

#### (1) 計画の達成状況の点検及び評価

本計画については、各年度において、計画に基づく施策の実施状況（教育・保育施設や地域型保育事業の認可等の状況を含む。）について点検、評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施します。

#### (2) 計画の見直し

市町村計画の見直し状況等を踏まえ、必要な場合には、本計画の見直しを行います。なお、この場合において見直し後の計画の期間は、当初の計画期間とします。